

広島県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十九年四月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名       | 供用を開始する区間  | 供用を開始する日  |
|-----------|--|-----------|
| 県道大崎上島循環線 | 豊田郡大崎上島町東野字多賀浜一六二二番二地先から豊田郡大崎上島町東野字多賀浜一五七一番一地先まで | 平成十九年四月九日 |